

第79号議案

島根県風致地区条例の一部を改正する条例

島根県風致地区条例（昭和45年島根県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項第3号を次のように改める。

(3) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

第3条第26号中「有線放送電話に関する法律」を「放送法等の一部を改正する法律（平成22年法律第65号）附則第7条の規定によりなお従前の例によることとされた同法附則第2条の規定による廃止前の有線放送電話に関する法律」に改める。

附 則

この条例中第3条第26号の改正規定は放送法等の一部を改正する法律附則第1条本文の政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から、第2条第3項第3号の改正規定は平成23年10月1日から施行する。